

## 令和2年度随意契約結果表

担当課名	学校教育部教育総務課
案件名	アイスタオル購入
案件の概要	アイスタオル 9,000枚
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和2年6月29日
契約の相手方	ロイヤルホームセンター三田店
契約金額	¥2,960,100（うち消費税¥269,100）
契約期間	契約の日～令和2年7月10日まで
随意契約とした理由	<p>子どもたちの学びを保障し必要な授業時数を確保するため、令和2年度の夏季休業期間を短縮することとしているところであるが、児童生徒への暑さ対策、熱中症対策が必要であることから、当該商品を購入し児童生徒等に配布するものである。</p> <p>当該経費は国の2次補正を受け本市において6月25日に成立した6月補正予算に基づくものであるが、納期については、事前に児童生徒への使用方法等の指導等を行うことを想定すると、少なくとも暑さが本格化する7月10日頃までの納入が望ましい。</p> <p>これらのことから、入札等の手続により行うことは困難であり、購入にあたっては、業者と購入価格や数量等の協議を早急に行い、緊急に確保していく必要があるものである。</p> <p>希望する物品（色、サイズ、数量等）を納期内に提供できる見込みである相手方（業者）は1社しかなく、①緊急の必要がある場合【自治令167条の2第1項5号】、②その性質又は目的が競争入札に適さないもの【自治令167条の2第1項7号】のいずれにも該当することから、単独随意契約を行うものである。</p>
随意契約とした法的根拠	<p>地方自治法施行令167条の2第1項5号、7号</p> <p><b>【緊急の必要がある場合、その性質又は目的が競争入札に適さないもの】</b></p>